

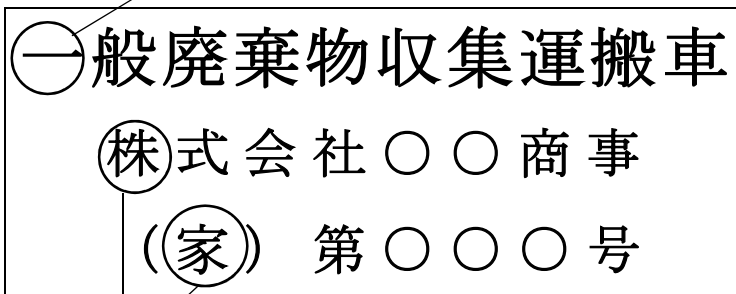
収集運搬車両の表示義務について

宇部市一般廃棄物処理業の許可に関する取扱要綱に基づき、一般廃棄物を収集又は運搬する際は、車両の両側面に以下の表示をしなければならない。

- 1 一般廃棄物収集運搬車である旨の表示（1字あたり1辺5cm以上）
- 2 許可業者名（1字あたり1辺3cm以上）
- 3 許可番号（1字あたり1辺3cm以上）

○家庭系一時多量ごみを取り扱う場合

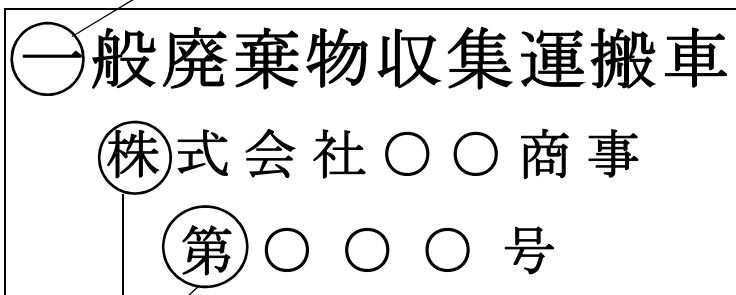
（見本）
5 cm以上



3 cm以上

○事業系一般廃棄物のみの場合

（見本）
5 cm以上



3 cm以上

<注意事項>

- 1 見やすいこと
- 2 文字が鮮明であること
- 3 車両の両側面に表示すること
- 4 識別しやすい色の文字であること
- 5 家庭系一時多量ごみを取り扱う場合は、許可番号の前に（家）の表示をすること。
- 6 これらの表示のない場合は、本市ごみ処理施設等への搬入はできません。